

広域振興局長

提出者 株式会社デンソー岩手

住所 〒029-4593 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根森山4-2

氏名 株式会社デンソー岩手

取締役社長 伊藤 秀一

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

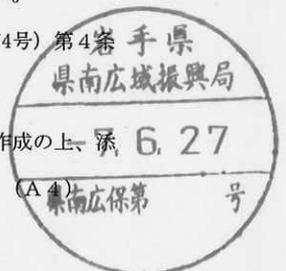
主たる工場又は事業場の名称	株式会社デンソー岩手	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根森山4-2	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	39,657 k1	*施設番号	
自動車の使用台数	一台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
株式会社デンソー岩手	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根森山4-2	39,657 k0
		k0
		k0

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



第4号 添 6, 27 号

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(2025) 年度							
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量			E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
		数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D		
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
	揮発油(ガソリン)	2.30	kL	77		kL	77	5	
	ナフサ		kL			kL			
	ジェット燃料		kL			kL			
	灯油		kL			kL			
	軽油	0.10	kL	4		kL	4	0	
	A重油	64.11	kL	2,494		kL	2,494	176	
	B・C重油		kL			kL			
	石油アスファルト		t			t			
	石油コークス		t			t			
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	14.40	t	721		t	721	43
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t			t		
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³		
	石炭	原料炭	輸入原料炭		t		t		
			コークス用原料炭		t		t		
			吹込用原料炭		t		t		
		一般炭	輸入一般炭		t		t		
			国産一般炭		t		t		
		輸入無煙炭		t		t			
	石炭コークス		t		t				
	コールタール		t		t				
	コークス炉ガス		千m ³		千m ³				
	高炉ガス		千m ³		千m ³				
	発電用高炉ガス		千m ³		千m ³				
	転炉ガス		千m ³		千m ³				
その他の燃料	都市ガス	15,356.64	千m ³	661,027		千m ³	661,027	33,690	
	()								
非化石燃料	黒液		t			t			
	木材		t			t			
	木質廃材		t			t			
	バイオエタノール		kL			kL			
	バイオディーゼル		kL			kL			
	バイオガス		千m ³			千m ³			
	その他バイオマス		t			t			
	RDF		t			GJ/t			
	RPF		t			GJ/t			
	廃タイヤ		t			GJ/t			
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t			
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t			
	廃油		kL			GJ/kL			
	廃棄物ガス		千m ³			千m ³			
	混合廃材		t			t			
	水素		t			t			
アンモニア		t			t				
その他燃料()									
小計①							664,323	33,915	
熱	産業用蒸気		GJ			GJ			
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
	温水		GJ			GJ			
	冷水		GJ			GJ			
	地熱		GJ			GJ			
	温泉熱		GJ			GJ			
	太陽熱		GJ			GJ			
	雪氷熱		GJ			GJ			
	小計②								
電気	電気事業者①	100,055.40	千kWh	864,479		千kWh	864,479	40,222	
	電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh			千kWh			
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh			
	自家発電	太陽光	2,303.35	千kWh	8,292		千kWh	8,292	
		水力		千kWh			千kWh		
		風力		千kWh			千kWh		
その他		千kWh			千kWh				
小計③							872,771	40,222	
合計 ④=①+②+③							1,537,093	74,138	

(2) 原油換算エネルギー使用量 = (1) のエネルギー合計使用量 × 0.0258

原油換算エネルギー使用量	39,657	kL
--------------	--------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	74,138	t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素		t-CO ₂
メタンの排出量			t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量			t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量			t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量			t-CO ₂
合 計		74,138	t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

2025年度排出量を73,537CO₂-t以下に抑制

【具体的な取組】

○省エネルギー

・省エネルギー推進委員会を組織し、省エネ活動を推進
使用量削減、設備効率改善(冷凍機更新、PFC除害装置更新など)、不良削減
意識啓発(ポスター、パトロール)による省エネ行動定着

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

・太陽光発電による再生可能エネルギー創出(2022年6月1日～発電開始)
・グリーン電力の需給を2024年12/1から開始

○自動車利用抑制

・工場立地場所、勤務形態等から公共交通機関の利用困難なため、
全従業員への環境教育の中でエコドライブの啓発を実施。

○輸送の合理化

・製品や部品のまとめ納入による運搬回数削減による物流CO₂排出量削減

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ・全従業員を対象とした環境教育の実施(7月～8月)
- ・省エネルギー推進委員会を毎月開催し、各A/Iの進捗状況を確認。問題点の抽出、改善を進めていく。
- ・環境目標に掲げ、各アクションアイテムの実施状況の確認実施。

(3) 計画の達成度の把握方法

環境目標の達成状況を毎月確認するとともに、毎月実施する環境推進委員会(社長、各部門長出席)にて、目標進捗報告、今後の課題を抽出し改善を進めていく。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・全従業員に対し、環境教育の中でエコドライブの啓発を実施。
- ・廃棄物分別徹底、製造工程見直しによる廃棄物発生量削減。
- ・全従業員を対象とした環境教育の実施
- ・省エネ委員会(1回/月)での施策抽出、横並び展開実施。
- ・地域の県有林保護活動に参加し、森の整備(間伐、枝打ち)を実施(1回/年)

別紙 その3 (自動車用)
1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (年度)

燃料別	自動車		二酸化炭素の排出	
	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	()	ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
軽油	()	ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.402 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	0 (0)			kg-CO ₂

- 備考 1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。
2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

【具体的な取組】

エコドライブ

輸送の合理化

電動車

自動車利用抑制

- 備考 主に次のことを記載してください。
- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
 - ・輸送方法の合理化に関する取組
 - ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
 - ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項